

(参考)

陸密第五九〇八號

帝國陸軍(外地部隊)役員實施規程細則規定ノ條

昭和二十年九月十日

陸軍大臣 下

定

帝國陸軍(外地部隊)役員實施規程細則規定ノ條

但外地部隊最高指揮官ハ現地ノ員官ニ酌量スル類ク適宜處理スルコト

ヲ後

0067

帝威陸軍（外地部隊）復員實施要領細則

第一條

本細則ハ帝威陸軍復員要領ニ基キ外地（小笠原、朝鮮、臺灣ハ
沖本島以西ノ南西諸島、滿洲、支那、其ノ他帝威外ノ地ヲ謂フ）

ニ在ル陸軍部隊ノ復員ノ實施ニ關シ準據トナルヘキ事項ヲ規定ス

本細則ニ規定セサル事項ニ關シテハ最高指揮官天皇ニ直屬スル陸軍實部隊ノ司令官實部隊ノ司令官ヲ關

ノ以下 遵宜之ヲ規定スルモノトス 〔留守業務規程其別添後諸條規ニ據ルノ外

同シ 復員部隊ニ屬スル御眞影 勅諭 勅語ノ御處理ヲ終了セラル

第二條 復員管理官ノ定ムル所ヲ從ヒ速ニ籌慮スルモノトス

第三條 要領實施ニ方リテハ承諾必謹タル皇軍ノ實態ヲ察シ且各級

指揮官ハ精神教育ノ徹底ヲ期スルモノトス

第四條 外地ニ在ル部隊ノ復員ハ別ニ示スモノノ外本土ニ歸還後完結

スルモノトス但シ最高指揮官ハ狀況ニ依リ一部部隊ヲ現知ニ於テ復

員スルコトヲ得

第五條 復員管理官ハ當該部隊現在地ヲ管轄スル最高指揮官トス

第六條 最高指揮官ハ復員ニ關シ當該管轄地域内ニ在ル部隊中昭和二十年陸海軍
直轄區處スルモノトス

第七條 千島、樺太其ノ他本土ノ離島ニ在ル部隊中昭和二十年陸海軍

第三六九號帝國陸軍復員要領細則ニ據リ復員ヲ實施シ難キモノハ本
規定ニ據ルモノトス

第八條 本土ニ歸還後復員スル部隊ノ復員完結ハ本土港灣到着後
ヘク速ニ實施スルモノトシ其ノ時期ハ復員管理官之ヲ定ム「五日以内」

〔上陸地所轄復員監〕

之カ爲復員業務（解散、歸郷時實施ヲ要スル給與業務ニ在リテハ具
ノ準備）ハ爲シ得ル限り本土港灣到着迄ニ之ヲ完了スルモノトス

第九條 復員部隊ノ人員ノ處理ニ關シ特ニ定ムルモノハ左ノ如シ

一 左ノ者ハ現地ニ於テ除隊（歸休除隊ヲ含ム以下同シ）召集解散
（撤備役編入）（解雇）スルコトヲ得

1 當該管轄地域内ニ於テ召集セル者

2 外地在留ヲ希望スル者

3 其ノ他必要ト認ムル者

二 第四條但書ニ據リ現地ニ於テ復員セル部隊ノ人員中現地召集解除困難ナル人員ハ一時適宜ノ部隊ノ定員外トシテ保有スルモノト

ス

三

第一號及陸密電第十五五六號ニ據リ陸軍留守業務部ニ轉屬スル復員部隊ノ軍人軍屬ハ復員完結ノ時ヲ以テ除隊、召集解除、留守業務要員以外ノ人員ハ豫備役編入、退官（退職）、解職（雇、傭）セシメラレタル（セ

シムル）モノトス恒シ現役將校中ニ必要ト認ムル者ニ付テハ所

管長官並之、同等以上ノ職アル長官ハ昭和二十年陸密第二二五九

號陸軍武官命表配屬規定第五條ノ人員（中佐以下ノ豫備役編入ヲ

行ヒ爾餘ノ者ハ別ニ示ス所ニ據リ發遣スルモノトス

四 陸軍監獄ニ於テ行刑中ノ軍人軍屬其ノ他陸軍監獄令第一條第一項

第一號記載ノ者ハ内地臺灣到着時除隊、召集解除、豫備役編入

又ハ解職（雇、傭）等ヲ實施シ所要ノ者ハ地方機關ニ移管ノ手續

ヲ探ルモノトス

第十條 復員管理官ハ部隊保管馬及軍犬、軍鳩ハ適宜民間等ニ拂下ケ

又ハ無償交付スルモノトス

第十一條 軍需品ノ處理、武裝ノ解除ニ就テハ大陸命符第一號及之ニ

關スル細項指示ニ依ルモノトス

第十二條 復員管理官ハ整齊タル復員實施ノ爲當面ノ聯合國指揮官ト

協定ノ上一部隊ヲ武裝ノ廢棄直シ或ハ所要ノ憲兵隊ヲ一時編成ス

ルコトヲ得

前項ノ憲兵隊ハ之ヲ臨時憲兵隊ト稱シ之カ編成ニ方リテハ努メテ繁

實良好ナル建制ノ部隊ヲ充當スルモノトス

第十三條 復員ノ爲本土到着迄ノ宿舎、給養等ニ關シテハ昭和二十年

陸密電第一五五五號ノ趣旨ニ依リ外地最高指揮官當面ノ聯合國指揮

官ト協議ノ上之ヲ定ムルモノトシ努メテ従前ノ自活方式ヲ確保スル

モノトス

〔金〕

本土歸還後復員實施ニ伴フ諸給與ニ關シテハ昭和十年陸密第五七
二九號ニ據リル外別ニ定ムル所ニ依ル
上ノ當外唐任下士官及軍醫ニ對スル退職費與ノ支給ニ方リテハ其ノ
額特定職階乙々ノ内地ニ於ケル職階増率十二月分ノ額ヲ超過スルコ
トヲ得ス

第十四條 復員部隊ニ保置シアル共有金使用限度ハ臨時軍事費差入科
目差收入ノ雜入ニ對シテ納入スルモノトス

第十五條 復員ノ爲本土廻ノ船舶運送ニ就テハ別ニ定ムル所ニ據ル
本土到着後上陸地ノ檢疫ハ海陸檢疫法ニ依ルモノトス

第十六條 本土到着後ノ陸送ハ内地鐵道司令官(軍事輸送官廳)之ヲ
擔任スルモノトス 一及直ニ送付ナル場合ハ宿舎給養ハ厚生局地方引揚接護局長
並ニ陸送送ニ必要ナル糧食被服給與

之カ爲復員管理官ハ本土陸上到着時直ニ乗車出發シ得ル如ク人員ヲ
方面別ニ區處シ所要ノ引率官ヲ命ズルト共ニ線メ所要ノ輸送請求ヲ
内地鐵道司令官(軍事輸送官廳)ニ提出スルモノトス

右輸送請求ハ外地港灣出港前隊ノ（巴ムヲ得サレハ船中ヨリ）各船
組毎ニ本土到着後ノ鐵道輸送ニ必要ナル到着方隊別人員概數ヲ豫報
シ本土港灣到着時直ニ正確ナルモノヲ提出スルモノトス

輸送中ノ給養ハ各部隊毎ニ之ヲ實施スルモノトス但シ湯茶ノ補給ハ
内地鐵道司令官之ヲ擔任スルモノトス

本輸送ハ各人毎ニ内地鐵道司令官（軍事輸送官憲）發行スル外地軍
復員輸送證明書ヲ以テ輸送證券トシ之カ運賃ハ陸軍省ヨリ一括還輸
費ニ支拂フモノトス

前項證明書ノ輸送區間ハ内地鐵道司令官ノ計畫スルモノト否トニ拘
ラス各人ノ上陸地歸還地迄一經由地ヲ明記スルヲ記入スルモノトシ
最終到着地ニ於テ當該區長ニ之ヲ提出スルモノトス

本土港灣到着後直ニ輸送困難アル場合ノ宿營、給養ハ別ニ定ムル陸
軍官憲之ヲ擔任スルモノトス

第十七條 外地監獄病院（兵站病院）ハ患者ノ輸送又ハ輸送終了後復
員業務ニ着手スルモノトス

病院收容患者ハ内地陸軍病院（内地陸軍病院復員後ニ在リテハ軍事
立病院）保護院療養所ニ遷送スルモノトシ其ノ輸送ニ關シテハ別ニ定ムル

所ニ據ル内地遷送患者ニシテ軍事保護院療養所ニ收容セラルル者ハ
同療養所收容ノ時ヲ以テ除隊、召集解除、豫備役編入スルモノトス

患者護送ノ者ニシテ任務終了セル者ハ本土港灣到着ノ時ヲ以テ召集
解除、豫備役編入スルコトヲ得

第十八條 戦時名簿、考科表等ハ死歿者ニシテ留守業務處理ノ終了セ
サル者ヲ除キ焼却スルモノトス

功績名簿ハ死歿者ノキノハ燒却スルコトオク速ニ從來通り進達シ其
ノ他ニ在リテハ燒却スルモノトス

第十九條 本規定ニ據リ復員スル部隊ノ留守業務ニ就テハ別ニ定ムル
所ニ據ル

第二十條 復員ニ伴フ諸報告ハ復員部隊（人員ノ概數ヲ含ム）及復員
完結豫定日トシ獨立隊若ハ之ニ準セル部隊以上ノ部隊ニ在リテハ

其ノ時期決定セハ爲シ得レハ速ニ電報スルモノトス

（部長）又ハ其ノ業務ヲ繼承或ハ區處スル者ハ（獨立部隊）

（復員ニ伴フ諸報告）ハ復員部隊（人員ノ概數ヲ含ム）及復員

完結豫定日トシ獨立隊若ハ之ニ準セル部隊以上ノ部隊ニ在リテハ

其ノ時期決定セハ爲シ得レハ速ニ電報スルモノトス

其ノ時期決定セハ爲シ得レハ速ニ電報スルモノトス

復員管理（擔任）官ハ復員名簿ヲ調製シ部隊ノ復員ニ伴ヒ速ニ其ノ一部ヲ本籍地所管ノ聯隊區司令部ニ、他ノ一部ヲ陸軍留守業務部ニ送付スルモノトス

第二十一條 復員部隊ハ其ノ完結前復員管理官ノ定ムル所ニ據リ復員式ヲ行フモノトス

第二十二條 外地部隊ニ屬スル軍人軍屬（一部ノ部隊ヲ含ム）ニシテ輸送其他ノ關係上本規定ニ據リ難キ者ハ本土滯留到著ノ時ヲ以テ當該上陸地ヲ管轄スル軍管區司令官（軍管區司令官復員後ニ在リテハ其ノ職權ヲ繼承スル政府官意トス以下同シ）ノ區處ヲ承ケ復員スルモノトス

第二十三條 最高指揮官ハ狀況ニ依リ本細則ニ規定セル事項ヲ適宜變更スルコトヲ得

附 則

一 除隊、召集解除、設備役編入等セル者ニ對シテハ所屬部隊長ニ於

テ適宜ノ證明書ヲ提出スルモノトス

一前項ノ外、必要トスルモノニ付テハ左記事項ヲ本人
現住所所管官署等ニ提出シ、内申書連係一郭ヲ當該事務課司
官ニ送付シ、之ヲ提出スルモノトス

左記

一 本籍、現住所（又ハ遷移前ノ氏名、生年月日

之類）

二 家族ノ氏名、漬柄、三階

三 希望職業（第三希望迄）及希望就業地

四 其他必要ナル事項

一 鑄造ニ伴ヒ恩給請求ニ與スル證據書類ハ後日當該請求ニ支障ヲ來タ

ササル如ク整備スルモノトス

0076